

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第16号

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都市上下水道局に勤務する企業職員で常時勤務を要する者（臨時に任用された職員を除く。）及び<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「職員」という。）の職名及び職種名に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都市上下水道局に勤務する企業職員で常時勤務を要する者（臨時に任用された職員を除く。）及び<u>京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）（以下<u>これらを「職員」という。</u>）の職名及び職種名に関して必要な事項を定めるものとする。</p>				
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）				
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="204 1373 778 1429">職名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="204 1433 778 1982">次長、技術長、監察監、理事、統括監察員、〃〃部長、〃〃室長、〃〃担当部長、主席監察員、技術監察員、〃〃副室長、〃〃課長、〃〃担当課長、〃〃防災危機管理担当課長、〃〃広報・ICT担当課長、〃〃京北分室担当課長、〃〃監理検査担当課長、〃〃庁舎管理営繕担当課長、〃〃所長、〃〃副所長、〃〃場長、〃〃課長補佐、〃〃所長補佐、〃〃</td></tr></tbody></table>	職名	次長、技術長、監察監、理事、統括監察員、〃〃部長、〃〃室長、〃〃担当部長、主席監察員、技術監察員、〃〃副室長、〃〃課長、〃〃担当課長、〃〃防災危機管理担当課長、〃〃広報・ICT担当課長、〃〃京北分室担当課長、〃〃監理検査担当課長、〃〃庁舎管理営繕担当課長、〃〃所長、〃〃副所長、〃〃場長、〃〃課長補佐、〃〃所長補佐、〃〃	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="817 1373 1386 1429">職名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="817 1433 1386 1982">次長、技術長、監察監、理事、統括監察員、〃〃部長、〃〃室長、〃〃担当部長、主席監察員、技術監察員、〃〃副室長、〃〃課長、〃〃担当課長、〃〃防災危機管理担当課長、〃〃広報・ICT担当課長、〃〃京北分室担当課長、〃〃監理検査担当課長、〃〃庁舎管理営繕担当課長、〃〃所長、〃〃副所長、〃〃場長、〃〃係長、〃〃担当係長、〃〃支所</td></tr></tbody></table>	職名	次長、技術長、監察監、理事、統括監察員、〃〃部長、〃〃室長、〃〃担当部長、主席監察員、技術監察員、〃〃副室長、〃〃課長、〃〃担当課長、〃〃防災危機管理担当課長、〃〃広報・ICT担当課長、〃〃京北分室担当課長、〃〃監理検査担当課長、〃〃庁舎管理営繕担当課長、〃〃所長、〃〃副所長、〃〃場長、〃〃係長、〃〃担当係長、〃〃支所
職名					
次長、技術長、監察監、理事、統括監察員、〃〃部長、〃〃室長、〃〃担当部長、主席監察員、技術監察員、〃〃副室長、〃〃課長、〃〃担当課長、〃〃防災危機管理担当課長、〃〃広報・ICT担当課長、〃〃京北分室担当課長、〃〃監理検査担当課長、〃〃庁舎管理営繕担当課長、〃〃所長、〃〃副所長、〃〃場長、〃〃課長補佐、〃〃所長補佐、〃〃					
職名					
次長、技術長、監察監、理事、統括監察員、〃〃部長、〃〃室長、〃〃担当部長、主席監察員、技術監察員、〃〃副室長、〃〃課長、〃〃担当課長、〃〃防災危機管理担当課長、〃〃広報・ICT担当課長、〃〃京北分室担当課長、〃〃監理検査担当課長、〃〃庁舎管理営繕担当課長、〃〃所長、〃〃副所長、〃〃場長、〃〃係長、〃〃担当係長、〃〃支所					

<u>担当課長補佐</u> 、\、係長、\、担当係長、\、支所長、\、チームリーダー、\、サブリーダー、主事	長、\、チームリーダー、\、サブリーダー、主事
\、主任、\、職長	\、主任、\、職長

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の規定を適用する。

(上下水道局総務部職員課)